

第五十八回国会 建設委員会 議 録 第十一号

昭和四十三年四月四日(木曜日)

午後零時四十分開議

出席委員

委員長 加藤常太郎君

理事 丹羽喬四郎君

理事 岡本 隆一君

理事 内海 清君

理事 伊藤宗一郎君

理事 稻村左近四郎君

理事 大野 明君

理事 正示啓次郎君

理事 葉栗 信行君

理事 井上 普方君

理事 島上善五郎君

理事 福岡 義登君

理事 小川新一郎君

出席國務大臣

建設 大臣 保利 茂君

出席政府委員

建設政務次官 飯谷 忠男君

建設大臣官房長 志村 清一君

建設省計画局長 川島 博君

建設省都市局長 竹内 藤男君

委員外の出席者

農林大臣官房参事官 太田 康二君

農林省農地局計画部長 加賀山國雄君

参事官 (東日本建設業保証株式会社常務取締役) 安田 清君

参事官 専 門 員 熊本 政晴君

本日の会議に付した案件

都市計画法案(内閣提出、第五十五回国会閣法第五十二号)

都市計画法施行法案(内閣提出第五十六号)

○加藤委員長 これより会議を開きます。

都市計画法案、都市計画法施行法案、右両案を一括議題とし、審査を進めます。

本日は、両案審査のため、参考人として、東日本建設業保証株式会社常務取締役安田清君に御出席を願っております。

参考人には、本日、御多忙のところ御出席いただき、ありがとうございます。

なお、参考人の御意見は、質疑応答の形式でお聞きすることにしたと存じますので、さよう御了承願います。

両案に対し質疑の通告がありますので、順次これを許します。福岡義登君。

○福岡委員 まず第一に、大臣にお伺いしたいと思ふのですが、都市計画法案の第一条によりますと、国土の均衡ある発展をはかる、こう書いてある。ことばの上では私も全く同感なのでありますが、具体的にその内容はどのようなことが考えられておるかということをお聞きしたいと思ふのであります。

なお、第二条には「農林漁業との健全な調和を図りつつ」と書いてあります。これもことばの上では全く私も同感であります。具体的にどのようなことが考えられておるか、その具体的な内容を説明してもらいたい。

○保利國務大臣 この狭小な国土でこれだけの密度の高い人口を擁して、しかも、この十数年来見ますような著しい経済成長から国民の生活が漸次向上してまいっておることは、お互いに認めるところであります。さらに、とにかく今後世界経済の中に立つて日本の発展をはかってまいりますためには、狭小な国土でございますから、あるいは

農業地域として、あるいは工業地域として、効率的な国土の利用ということがより強く要請せられてきていると思ふわけでございます。そういう見地から、いわゆる国土の均衡ある発展をはかってまいりたい。その一環としての都市計画法でありまことは、御理解をいただけることだと思ふわけであります。

さて、その一環としての都市計画法を実施してまいります上において、日本の国情からいいたしまして、あるいはまた、国民生活の実態からいいたしまして、農林漁業との調整ということが現実的に最も慎重な考慮を要する点である。したがって、農林漁業としての振興方策をはかりつつ、そして農村の基盤を強化し、あわせて都市環境を整備していくということについては、格段の配慮を要する、という意味に私は理解をいたしておるわけでありま。

○福岡委員 そういふ御説明なら、何も大臣から言ってもらわなくても、法案を読めばわかるわけです。問題は、書いてある「国土の均衡ある発展」とか、あるいは「農林漁業との健全な調和を図り」という、その具体的な内容はどのようなことを考えられておるか、ここをお聞きしたいわけなんです。いま説明されたようなことは法案に書いてあるのですから、それはもうよくわかつておる。その具体的な内容は何か。

○保利國務大臣 国土全体の利用計画というものはどうするのだという御質問であらうかと存じますが、その点につきましては、昨日もお答え申し上げておりますように、昭和三十一年に国土総合開発計画が持たれました。それを目ざしてやってきましたけれども、現実にはそうならないというやうなことで、もう一度国土の総合利用計画というものを直直していかねければならぬではないか、そういう点でただいま経済企画庁でその作業

を進めていただいて、十月ごろまでには一般に公表できるところまで持っていきたいということに進められておる。それは、この都市計画の策定にあたりまして、それとちがはくならぬようにやっていたかなければならぬ、また、やる用意をしてからかなければならぬ、こういうふうなことであります。

○福岡委員 いまの御説明に關する限り、具体的な中身は、現在のところはない、将来こういう方針で検討していきたいということだと思ふのです。

そこで、いままでの審議で明らかになりましたように、農林省関係では農業振興地域の整備に關する法律案、あるいは通産省のほうでは工業立地適正化法案というものがいろいろ検討されておる、しかも、これらの内容について必ずしも政府部内で意思統一されたものであるというようにもとれないわけなんです。少なくともこれほど大きな都市計画法案というような法案を審議しておるのではありませんから、いま申し上げました国土総合開発計画がある程度頭の中に描かれて各省間の意思統一がされて、将来たどりつく方向というものは、おおむねこういふところにあるのだという程度のことではやはり明らかにしていただかなければ、法案だけを審議してもかえってその効果というものは期待できないのではないかと、マイナスの面すら考えられるように思ふのですが、どういふ手順で将来の方向というものを検討されようとしておるのか、お伺いしたいと思います。

○保利國務大臣 昨日も、少し粗雑ではありますけれども、私の見解は申し上げたつもりでございます。農村をどうするか、都市をどうするかというこの問題は、そこに焦点があるのだらう。したがって、農業振興地域法案というのが政府部内で用意せられて、近日中に御審議をわす

らわすようになっていいると思ひます。あと、何かおつしやいましたけれども、それは私はまだよく承知をしていないのでございませうけれども、工業立地云々というところは、なるほど部内一部にはあるようございませうけれども、それは政府部内の意見がそういうものを持ち出そうというようにはなつておりませんので、いま持ち出そうとして、私も最大の関連をさせつつ考えていかなければならぬのは、農業振興地域法という農林省関係の法案、これは私は非常に重視し、あわせて御審議をいただいていかなければならぬまい、こう思つておるわけですが、ただいまのところそういうこととございませう。

○福岡委員 きのう佐野委員の質問にやなかつたかと思ふのですが、あるいは下平委員も申しませんが、通産省のほうから、工業立地適正化法というものは考へておられますとつきり言明されたわけでありませう。ただ、今国会の事情から、提案をするということには時間的にも間に合はぬのではないかと、あるいは説明がきくうあつたと思ふのです。いま判明しておるのは、この工業立地適正化法案、これは適密、公害対策を目的にしておるのだ、こういうことですが、この工業立地適正化法と、いま上程審議中の都市計画法案とは——中身は、まだ出されておらぬわけですから、よくわかりませんが、相当競合するといひますか、そういう項目が幾つかあるように聞いておる。これは一つの例なんです、問題は、国土の総合開発というものが基本になつて、そして具体的にそれぞれの分野でやつていくことではないか、ば意味がないじゃないか。せつかく都市計画法というものを成立させても、そういう意思統一がされておらなければ意味がないのじゃないか、かえつてマイナスの要素になりかねない、こういう点を指摘しておるのでありまして、どうも政府部内における考え方というものが統一されてないように思ふが、そういう点についてどう考へておるのかということなんです。

○保利国務大臣 福岡さんと同様に感じますこと

は、これは政府が提案した場合もあるし、議員提案でやつた場合もありますが、この地域開発法というものがクモの巣のようになつてしまつておる。私はそういう意味からいひますと、かえつて、ために、目的を達していくのに支障が逆に非常に起つてくる場合があるのじゃないだろうかという心配すら持つものであります。そういうことで、今度の秋の国土総合開発関係でもいよいよ示されるという段階におきましては、一ぺんこれらの地域開発法案というものを国会でも真剣に見直していただかなければならぬのじゃないだろうか、そうすることが妥協じゃないだろうか、こう考へておる一人でございます。

なお、通産省で立案を予想しておるといひますが、工業立地適正化法案でございますか、どういふことをやろうというのか、私は実はわからないのでございませう。ということとは、要するに、都市計画の最大のねらいというものは過密対策であるわけ、過密対策のない都市計画というものはおおよそナンセンスじゃないか、何でよいことを考へるのだというところでございますが、役所には役所のそれぞれの法律あるいは予算に基づいた権限がございませうけれども、その権限がいろいろな方向に発展していつて、国民をにっちもさつちもいかにしようとしてしまふおそれがある。だから、縄張りとか権限とかいうことにあまり——当面の目的は何であるか、このとうりたる都市化現象に対してどう対処するかということから問題を考へていくべきじゃないか。そういう上からいひますと、私はもうその補充法案も必要であらうかと思ひます。そういうことは否定するものではないかと思ひます。とにかく都市化現象に対する国民の期待にたえるために一歩を踏み込んで、解決への一歩を踏み込む手段としてはぜひ持たしていただきたい、こういうふうに考へておるわけでございます。

○福岡委員 先ほども少し申し上げましたが、通産省の説明では、過密対策と公害対策の両面を目的として工業立地適正化法というものを検討しておりますというところをこの委員会ではつきり言つたわけですが、われわれの認識では、この都市計画法案はそういうことが目的でわれわれ審議しているのに、政府部内の意見が統一されていないじゃないかというところをいま指摘したわけですが、これは佐藤内閣として意思統一してもらわなければならぬ基本的な問題だと思ふのです。あとで申し上げる地価対策も十分講じられていない。あるいは、いま申し上げました政府部内の意思統一も十分でない。さらに、過密、過疎対策の問題もまだ十分計画されてない。国土総合開発についてもこれという青写真がない。そういう事情の中で、いまこの時点で都市計画法を成立させるということは、時期尚早じゃないか。もう少し、申し上げましたような問題点を佐藤内閣として整理をして、それから審議するほうがいいんじゃないか、こういう強い意見を私は持つておるわけです。時間がありませんから、この基本問題は指摘しておく程度にいたしまして、次へ入りたいと思ひます。

次にお聞きしたい点は、今日まで、住宅でありますとか、工場であるとか、あるいはその他の公共施設などに相当多くの農地が転用されておるわけですが、これらに転用されておる農地は、年間大体どのくらい転用されておるのかというところを私は非常に心配しておる。日本の食糧事情とも大きな関係があるし、御存じのように、食糧の自給率は七十数%である。相当多額の金を出して外国から農産物を輸入しておるという状態なんでありませう。今度この都市計画法に基づいて都市化が進められるということになれば、さらに一歩農地の転用が多くなつてくると思ふのであります。そこで、農林省関係にお伺ひしたいのであります。一つは、年間どのくらい農地が転用されておるのか、それに対してどれだけの農地開発というものを進めておるのか、それが第二点。

第三点は、今日の食糧の自給率と、いま申しました農地転用との関係などを考へて、将来日本の食糧問題をどのように考へておられるのか。そういう点を、時間がありませんから、簡潔に……

○加賀山説明員 ただいまの御質問にお答えいたしますが、農地の転用という御質問でございませうけれども、われわれのほうでは、転用というよりも、田畑別に拡張、壊廃というふうな調査をやつております。壊廃の中で人為的壊廃が大体転用に類するかと思ひますが、最近の傾向を見ますと、四十一年度であります、たんぼのほうで人為的壊廃が行なわれたのが約一万七千町歩くらいでございます。それから畑のほうで人為的壊廃となりましては二万八千八百町歩ということになつております。それで、同時に拡張のほうがございまして、拡張が、いわゆる開田あるいは開拓、干拓その他でございますが、それによりまして拡張いたしました田の面積が、昭和四十一年計で二万五千町歩になつております。それから畑のほうで申し上げますと、拡張いたしましたものが三万四千四百町歩でございます、昭和四十一年におきますとトータル差し引きは、マイナスの約七千町歩、そういうふうな数字になつております。その次の御質問にお答えいたしますが、そのようになつて漸次農地の転用等で工場あるいは住宅等に食われていつておるといふ現実があるわけでございます。一方、農林省といたしましては、土地改良十年計画というものを、昭和三十一年の三月でございまして閣議決定していただきました。それに基づきまして、昭和四十年から四十九年を目ざしまして土地改良十年計画を進めております。それが総額約二兆六千億という金額になつております。四十二年度までの進捗率は大体九千億くらいでございます、大体当初の予定どおり進んでおる、そういうふうな状況になつております。ただ、ただいま御質問のように、かなり農地の改廃が進む傾向があるというのはいわれも心配いたしております。それに見合うよう

な農地造成と申しますか、それを土地改良十カ年計画の線に沿ひましてやつてまいりたい、そういうふうに考えているわけでありませう。

それから最後の御質問の食糧自給率でございますけれども、これは私から申し上げるのはどうかと思ひますが、昭和四十一年の自給率でございますが、先ごろの農業白書に掲載されておりますように、大体八一％ぐらいの自給率を保つておるわけでありませう。しかし、これがだんだんと、特に畜産関係のえさでございますが、これらの輸入が増大するよう傾向がございますので、八一％の自給率が保てるかどうか心配でございますので、できるだけ高い水準にこれを保つていきたい、そのように考えております。

○福岡委員 将来の自給率はどのくらいまで考えられておるのか、お聞きしたい。

○太田説明員 できるだけ高い水準に維持しながらということで先ほど加賀山部長から申されたわけでございますが、実は食糧の総合自給率ということで、たとえば八〇％だ、八一％だという議論もあるわけでございます。先生も御承知のとおり、その中にはコメとかコーヒール等の熱帯産品等もございますので、そういうものを含んではたして総合自給率を出すことの意味があるかどうかという問題もございませうので、われわれといたしましては、個々の品目別に自給の問題につきまして現在検討いたしておる段階でございます。むしろ、国内で合理的な生産が可能なのはできる限り国内自給でいく、しかし、いま申し上げましたような、たとえば濃厚飼料の原料になるトウモロコシ、マイロの問題とか、コーヒール、ココア等の熱帯産品等につきましては、これを国内で自給するということわけにもまいらぬので、そういう意味での個別品目についての自給率の検討をいたしておる段階でございます。

○福岡委員 これも時間が十分ないので掘り下げることはできませんが、先ほどお話のありました十カ年計画で二兆六千億、進捗率が九千億というお話であります。ところが、農林省がせっかく

千拓をされても、それが農地に使用されるのじゃなくて、工場用地などに相当多く転用されておる実情を私は知つておるわけでありませう。それもこの九千億の中に含まれておると思ふのであります。これで十分対策が立てられておるというふうには私どもは考えられないわけですが、ですから、この都市計画と関連をしまして、将来農地の開発と自給率を品目別に検討されるということなんでしょうが、そういう上につけて農林省としてはもう少し具体的に将来の農地問題を積極的に取り上げていただきたいということを要望しておきたいと思ふわけでありませう。

そこで、話が具体的な問題になるのであります。が、この都市計画法案で各委員が指摘しましたように、一番大きい問題は、何といひましても地価対策がないということです。私は本会議でもこの法案が上程されたときに質問をしたのであります。が、地価対策がない都市計画法というものはわれわれとしてはどうしても賛成することができぬのです。当然のこととして開発エネルギーが市街化地域に集中するわけでありませうから、地価が高騰してくる、これは否定できない事実だと思ふ。そうなるにつれてまいりますと、従来よりもたとえ住宅は建てにくくなるのじゃないか。地価が高騰するのでありますから、従来よりも家は建ちにくくなる、これは否定できないと思ふ。その辺について、一体建設大臣としては、各委員も指摘しましたような点を含めてどういう考えでおられるのか、この都市計画法案に関連して地価対策を具体的に提起される用意があるかどうか、その点をお伺いしたいと思ふ。

○保利国務大臣 今日の地価の国民生活に及ぼしている影響等につきましては、すでに昭和三十一年の本院の共同決議にもあらわれておりますし、それからいろいろな審議会とか、あるいは物価会議等におきましても取り上げられてきておるわけでございます。これはせんじ詰めて申し上げますと、土地需給の著しいアンバランス、需給の不円滑からくるところに思惑投機が入り込んで油を注ぐよ

うな形になって、地価の異常な高騰を来たしてしまつておるといふ事態からいたしますと、結局するところ、需給の経済法則と申しますか、大量な宅地の供給が確保せられるということになれば、その面からは一応押えらる。それから、土地の売り買いで不当——と言つてはあつては適切でないかもしれないけれども、これが金もうけの對象物として扱われておる。それが扱われないうりになれば、地価は鎮静する。したがつて、そういうことは都市計画法だけでそういうものをやるか——都市計画法で一つの土地利用計画というものを具体的に、天井に線をかくのじゃなくて、地に線をかくて、着実な土地利用を立てて、その上でいろいろな補完的な、誘導的な諸施策をあわせて講じていかないと、これは早い話が、びしゃつといふことになると、強権以外には扱ひようがございませうし、そういう措置をとらない限りは、あらゆる面から総合して地価対策を講じてまいる、それについては、天井に線をかくのじやなしに、地に線をかくて、それが実際に実行されるような土地利用計画を持つ。その利用計画を持つということは、今日の宅地の必要な確保をしたい、あるいは商業地域としての地域を確保したい、工場地帯の確保をしたい、そういうことで都市計画というものが行なわれる、その場合に、それだけやればいいのかという、それはいかないので、いろいろの税制上の補完作用、補完措置といひますか、そういうものもあわせ考へてやらなければ、都市計画法をつくつたからこれで地価が安定するんだ、抑制されるんだというふうには私も考へておりません。そういうほうからこれは皆さんとおりにひとつ当面の地価問題に取り組み第一歩として取りかかつてみたい、こう考へております。

○福岡委員 大臣もおっしゃるとおりなんです。が、私が指摘しておるのは、都市計画に基づいて開発エネルギーが市街化地域に集中していく、そのうちです、どうしてもその地価が高騰するわけですから、大臣がおっしゃるうちに、それじゃ大量の宅地供給をする具体案というものはあるのかどうか、あるいは取引のやり方について、岡本委員が指摘しましたように、公的な機関で取引を考へるか、そういう具体的なことが考へられなければならないというのを言つておるわけでありませう。それがなければならぬわけであつて、いろいろの問題を指摘しておるわけでありませうけれども、いまのままでいけば——いままでは、どんどんというか、その速度はいろいろ議論はありましようが、ある程度家が建つておつた。それだけがそれぞれの準備をいたしまして住宅を建ててきたのですが、今度このように都市計画で開発エネルギーを集中していけば地価が高騰してくるということになるのですから、いままで建てつておつた家が相当速度が落ちてくるということとは間違ひないと思ふ。大臣がおっしゃるうちに大量の宅地供給がこういう方法で考へられておるといふことなら、それは家の建つ速度というものは落ちないでしよう。そういう計画がないところにわれわれが問題を指摘しておる理由があるわけでありませう。具体的に、宅地の大量供給とかあるいは取引の適正化とか、そういうものについてぜひ考へていただきたい。考へられる用意があるかどうかという点だけお伺ひしておきたいと思ひます。

○保利国務大臣 こういう絵を描いてみたいということは、とにかく東京から東京周辺で、あるいは大阪から大阪周辺で、ここ十年くらいならばこのくらいの地域を都市計画の中に入れればおおよそ宅地の供給は確保できるんじゃないかというところを描いて市街化区域といふものを設定したいという法案の期待なんです。そのとおりいきま——なるほど、お話しのように、農地、畑や山林にしてある現状よりも、そこへ水道が引かれる、下水道がつく、道路が通るというふうな都市基本の施設が持たれるということになりますと、これはその限りにおいては利用度が非常に高くなるわけですから、したがつて、土地の価格というものは上がる方向に向かうというところは間違ひのないところだと思ふのですけれども、それじゃ非常に上がるのかということになりますと、それは

十分そこに宅地として確保されれば、上がる傾向はあるけれども、そう著しい上がりはないんじゃないだろうか。しかし、上がった場合は、それは都市基幹の施設あるいは道路、下水道というものをやっけて、そして宅地として開発されるという期待がありますから値段が上がるわけでありまして。何も地主さんが、土地所有者がどうしたから上がるわけじゃないから、その上がった分については、これはいかに私有財産が保護されるとはいながらも、ある程度社会還元といいますが、これはどうしても考える。この辺のところは大体常識的に今日はないんじゃないか。したがって、税制調査会で取り上げられていく大きな項目でございまして、私も内部にいきさか立ち入ってきておりますけれども、必ずや福岡議員の御期待にはこたえ得るんじゃないかという実見込みをつけて、あえて確信を持ってお願いをいたしておるようなわけでありまして。

○福岡委員 いずれにしても、地価対策というものはわれわれが最も重視しておる点なのでありまして、審議過程におきまして別途われわれの意見を述べたいと思っておりますけれども、特段の配慮というものをここでは要請しておくことにとどめます。

それから次の問題は、五十六条で土地の買い取りが規定されておるわけでありまして。ところが、生活再建の立場から考えてみますと、たとえば農業以外に生活手段を持たない人、土地を買い取られましてその金で商売をするとかその他の職業に転業するといふことができない人、そういう人が想定できるわけでありまして。そこで私は、そういう場合には、政府が責任を持って、農業であれば農地をかせ地として出して補償していくという制度を——これは土地取用法のときにも私の意見を強く述べたところなんでありまして、そういうことについて考えられないか。これはさつき言いました食糧問題、農地全体の問題とも関連するし、直接的には、地主というか、農業をやっておる人の生活保障という点にもつながっておるわけでありまして。

あります。そういう点は考えられないか。

○竹内(藤)政府委員 五十六条は、都市計画施設につきましても、特別に知事が指定いたしました場合、あるいは市街地開発事業につきましても計画決定の段階で建築を禁止する、そのかわり買い取り請求権を与える、こういう趣旨の条文でございまして。したがって、買い取らない場合には、当然従来の計画制限と同じような木造二階建て以下の建築物が建てられることになるわけでありまして。しかしながら、事業の段階におきまして、先生御承知のように、取用法にあるいは公共用地の特別措置法なり——都市計画事業につきましても取用法が適用になるわけでございますので、事業の段階に当たっては、それぞれの実情に応じて、あの法律の運用を発動するということが可能かと思っております。この場合はそういう規定だということをお願いをいたしております。

○福岡委員 それは承知しておりますのであります。が、さつき問題を指摘しましたように、都市計画法の適用だけではなしに、そのほか公共事業、公共用地にも関連するわけですが、金銭補償が原則になっている。これを、代替補償といいますが、そういう制度を考えていくべきだというのが私の質問の趣旨なんです。それは考えていくのかどうか。現に公共事業で用地問題が暗礁に乗り上げておるものも幾つか聞いておるわけです。そういうことが考えられるかどうか、ぜひ考えてもらいたいという事です。

○川島(博)政府委員 ただいま都市局長からお答え申しましたように、買い取り請求をする場合は別といたしまして、どうしてもかせ地がほしいという場合には、現行の取用法で、本人から収用委員会へかせ地補償してほしいという申請をすることができるようになっております。この手続によりましては現在でもそういう道が開かれておるわけでありまして。

○福岡委員 そういふことは知っておるのであります。が、実際に現地の事情をいろいろ聞いてみると、やっかいだから、できるだけかせ地補償とい

うものはしたくない。収用委員会へかけて、それからの作業としてはこれはやらざるを得ぬのです。が、できるだけ金銭補償ということにしたいというの、御承知のようにそれぞれのケースでとられておる方法なのであります。私がいまここで指摘しておりますのは、積極的に、特に農地であるような場合には、全体的な農地開発との関係もあつて公的機関で農地買い上げをしてかせ地補償をしていくというよりなことが望ましい、そういうことを言っておるのであります。制度上できるといふ道があるのは知っておるのであります。積極的にそれをやるかどうかという点なのであります。

○川島(博)政府委員 収用の場合はいま申し上げたわけでありまして、収用によらない場合でも、都市計画事業の施行者と当該対象地域の土地権利者との間で話し合いたしまして、そういう要請をすることはあると思ひますが、その際には、やはりこれは話し合ひでできるものは話し合ひすればいいわけでございますから、行政指導といたしまして、そういう要求に対してはなるべく事業の施行者に対してそういう措置をしてあげるようにという行政指導は必要かと思ひます。

○福岡委員 そのほか市街地調整区域の問題でありますとか、開発利益の還元問題でありますとか、いろいろと問題点を持つておるのであります。が、きょう二時から本会議があるということ、それまでにとりしても終わらなければいけません。う規約を受けておまして、いずれ機会をあらためてそれらにつきまして私の意見を述べたいと思ひます。

もう一つ、これは直接都市計画法に関係があるといふこととやありませんが、広い意味ではこれは大いに関係があるわけでありまして。といひますのは、公共工事の前払い金保証事業についてなんです。この事業が今日まで公共事業を円滑に行なうという点におきまして相当大きな役割りを果たしてきたことは事実でありますし、今後も都市計

画事業などの推進のために一そうその役割りが期待できると思ひます。ところが、この事業の実情というものがあまりにも大きい問題を持つておるうちに私も受け取つておるわけなんです。

第一に、私はここに資料を作成してきたのであります。が、建設大臣に見ていただきたいという点があるわけでありまして。いま大臣のところに出しました資料は、保証料と弁済保証の関係を年度別にとつてみた資料なのであります。四十一年度で、東日本建設業保証会社に例をとつてみますと、三万五千七百五十一件の保証をし、その保証料として二十一億一千六百四十九万二千円取つておる、こういうことになっておる。ところが保証弁済をいたしましたのは三十一件でありまして、保証しました件数に対しては一%にも満たない。〇・八七%であります。弁済保証をいたしました金額は、わずかに五千四百二十一万九千円でございます。去年私は、第五十五特別国会だつたと思ひますのであります。が、建設委員会におきましてこの問題を取り上げたことがありません。そのときは資料が不十分であまり議論ができなかつたのですが、調べてみるとこういう実情なんです。これは直接的な保険ではないのですが、それに類似しておるような性格を持つておる。保険数理から考えましても、二十一億の保証料、言いかえれば保険料と共通的な面があるのですが、そういうものを取つておきながら、弁済いたしましたのはわずかに五千四百万円ではないか。こんなものになる甘い汁が吸える株式会社といふものは、金のわらしをはいて歩いても私は日本じゅうにないと思ひます。しかもこの保証会社といふのは、建設大臣の認可がなければできない、日本に三つしかないものであります。一体建設大臣はこの事業が適正に運営されておると思はれるかどうか、まずその点をお伺いしたい。

○保利國務大臣 福岡さんからいただきました資料は、こまかい数字まで入つておりますから、このとおりであらうと思ひます。私が持ち合わせて

おります数字は、全国数字になっておりますから、端的にはもつとわかりやすいだろうと思っておりますけれども、四十二年度で取り扱件数が七万六千五百九十一、保証金額が三千六百五十一億七千四百萬、収入保証料は三十六億五千三百萬、支払い保証金が三億五千六百萬、その支払い保証金の収入保証料に対する割合は九・七〇と、こうなっております。実はこれを見まして私も、おやおや、これはえらいことじゃないのか、保証料の一割も——これはあるいは皆無であることのほうがもつと喜ぶべきことであるかもしれせんけれども、とにかく一割に満たない支出をされておる。そうすると、それはどうも保証料の取り過ぎではないだろうか。この制度は、公共事業を進めてまいります上において——今日中小企業の倒産がやかましくいわれる、その中で二割から二割五分は建設業が占めているというような状態、脆弱な建設業ということは全体としては言えるわけでございますから、そういう業界の中で公共事業を進めてまいります上において、事業半ばにおいて国が著しい損失を受けないようにするための保証措置としては非常に大きな役割りをしておる。そこで、だんだんこの利用される率が高まってきておる。そうすると、保証基金というものは相当用意されなければならないということになってくるのではないかと。一がい、まだ日の浅いことでございますから、支払い保証金が収入保証料の割合に比して低いということだけを責めるわけにはいかぬのじゃないかと。と申しますのは、この保証基金を充実してこの制度を円滑に運用してまいる、それにしても、一体この保証料というものには妥当であるかどうかというところはたいに検討を要するところであらうかと、私は問題を実はきのうから調べましてそういうふうにとつて、保証料がはたして今日の妥当なところに押えられておるかどうかということは一ぺん検討してもらわなければいけません、こう思っております。

○福岡委員 基金というものをある程度持たなければならぬというのはわかる。しかし、それはそれとして、その基金の積み立て方はいろいろと方法があると思う。さつき大臣もおっしゃったように、大臣の手にあるのは四十二年度の実績のようでありまして、私の手にあるのは四十一年度までしかないのですが、それにいたしまして、大臣の資料によりまして九・七〇というものは、損保へ行きまして、こんな保険数理というのか、料率というものは考えられないものでしょう。火災保険を考えてみても、こんなものか。制度はなっていないと思う。これは大蔵省が監督しておるのではありませんか、そういうことは許可しない。建設業会社だけがこれだけ甘い汁を吸うというのか、会社からいへば甘い汁が吸えるわけですから、基金が必要だというのはそれはわかるけれども、それはそれとして、別の考え方があるのではないかと。そこで、この保証料についてぜひ下げるように検討していただきたいということをごで申し上げておきたいわけでありまして、これは時の大臣は野田卿一大臣だったと思うのでありますが、建設委員会ではつきり述べられておるわけでありまして、できるだけこの料率というものは下げるようにいたします。当初、これは昭和二十七年四月十五日、会議録を読みますと、時の建設大臣はつきりそれを言明しておるわけでありまして、この料率については再検討されるということをおしは特にここで要望しておきたいと思う。大臣から、そういう検討をし、できるだけ下げるということが約束できるかどうか、それを伺ってから次へ入りたいと思います。

○保利国務大臣 これは民間の組織、民間の出資になっておる、政府の出資を伴っていないわけでございますけれども、しかし、その公共的役割りというものはほとんど公益会社と言っていると思っております。したがって、ちょっと聞いてみなければいけません、たとえば配当を行なう場合は一割二分をこえてはならない、あるいは人件費と役員員の待遇等は公同並みで押えておる、その辺の適否が、はたして妥当であるかどうか、これは一ぺん検討しなければならぬと思います。そういうことで、その限りにおいては必ずしもルーズな経営が行なわれているように思えませんが、そうしてまた、二十七年以来今日まで、何べんか保証料率の引き下げをやっております。さらに保証料率の引き下げをなす得ますかどうか、これはもうすでに、正確には私も覚えてませんけれども、百四十億以上の基金が設定されておるようでございますから、そういう段階まで来ておるとするならば、積み立ては必要ないことでは——無益の基金から、そういう点もあわせ考えて、来年はひとつ慎重に検討をして、御期待に沿えるものならば御期待に沿わなければならぬ、当然のことだと実は考えておるようなわけでありまして、

○福岡委員 それではもう一つの資料を大臣に私は見てもらいたいと思っております。いま大臣の手に出しましたのは、それぞれの建設業保証会社が大臣に事業報告をしたものの中から抜いたものであります。はたして、大臣がおっしゃる通りに、この保証会社の経営というものがまじめに間違いない適正に行なわれておるのか、この資料からは私はいかぬのであります。そこで、あとで大臣にはまとめて御見解をお尋ねいたしますが、きょう、東日本建設業保証会社の安田さんに参考人として来ていただいたしておりますから、まずお伺いしたいのですが、調査研究費というものは一体何に使われるのかという疑問を持っております。試みに、ここに数字が出ておりますが、東日本は昭和四十一年度で八百三十八万三千円使っております。西日本建設業保証会社に至りましては、四千三百八十七万九千円の調査研究費を使っております。何を研究するのにこんなに経費がかかるのかという疑いをまず第一に私は持つのであります。第二は交際費であります。あなたの会社は、昭和四十一年度で二千八百二十五万五千円お使いになつておる。保証会社という性格からいまして、何に交際費が要

のか。西日本でも、ここに書いてありますように、三千百八十八万九千円の交際費を使つておるのですよ。何に使つておるかというところは私には全然見当がつかない。さらに会議費、これもわれわれの常識から考えますと、あなたの会社は四十一年度一年間で一千九百二十五万四千円お使いになつておる。何にそれだけの会議の経費がかかるのか、交際費がこれだけ出なければいけないのか、調査研究費というものがこんなに何千万というものが何に要するのかという点が、私も見たいところ、どうも得心がいけないのであります。そこで、時間が十分ありませんから、要点だけ簡単に答えていただきたいのですが、いま申し上げました点についてまず説明をしていただきたい。

○安田参考人 お答えをいたします。わが社の数字をいまおっしゃいましたが、大体そのとおりだと思います。

まず第一に調査研究費でございますが、これは保証事業会社といたしまして、この保証という仕事をやりましますのいろいろな根本的に勉強しなければいかぬ問題がございますが、先ほど先生からも御質問がございましたように、保証料が高過ぎる、なるほど高過ぎるという感じがございまして、それで、適正な保証料というものは、どういうふうな算定基準ではじき出せば適正になるかというふうな問題、引き合ひに出されましたように、保険におきましては、なるほど保険数理が発達いたしておりますので、大数の法則によつていわゆる危険率を測定して適正な保険料が出るということでございますが、この保証というものの対します保証料というのは、先進国でありますアメリカの研究によりまして、これは保険数理的な統計ではないかんだというふうなことが出ております。簡単にいうことでございまして、要するに……

○福岡委員 時間がなから、項目と、委託をしておれば委託先と、そういう程度のものでいいから……

○安田参考人 それは社内で研究会をやりまし

て、それに要する費用でございます。研究結果を出版もいたしております。

○福岡委員 社内で調査研究されるのに三千万も四千万も金がかかるのですか。

○安田参考人 お答えいたします。

私のほうは昨年度八百万でございます。

○福岡委員 西日本は四千三百万使っている。これはあと大臣に聞きます。

交際費はどういうことに使っているのですか。

○安田参考人 交際費と申しますのは、いわゆる交際費ではございませんが、実はわれわれのほうの経営費目のやり方につきましては、建設省の許可を得た費目に整理しなければいけませんという事になっております。事業会社といたしまして事業をやりますのに、いわゆる新市場の開拓なりあるいは事業の推進なり、いわゆるお客さんをできるだけたくさんとるというふうな意味の市場開拓費なり、前払い制度の推進費というふうな費目がございます。現に中小企業の方にございだけこの前払い金が出るように、その保証に基づいて資金を円滑にして公共工事をするやうにやっています。現在まで前払い制度をとっておりません市町村その他に對しまして、非常に強力ないわゆる推進をやっております。全国にありますが市町村のうち、昨年度はこの前払い金を出した市町村がわずかに二六・四%しかございせんませんでした。前々年度はもっと少なかったわけですが、それをできるだけ開拓して——いままで地方の小さな業者が、たとえは町なり村なりの工事をお受けになつても、前払い金が出ない、そういうところについては、できるだけ前払い金を出していただきたいというふうなこと、説明会を開いたり、あるいはいろいろと懇談をいたしたりいたしました費用が、そういうふうな市場開拓費というふうな費目がないものでございまして、いろいろとお集まりいただいておりますから、いろいろと集まりましたと、これは交際費として整理をするよりしかたがないというふうなことで、そういう費目もいわゆる純粋の交

際費以外に入っております。こういう数字になっておるわけでございます。

○福岡委員 あなたは少し何か勘違いされておるのじゃないですか。前払いを受けて直接的な利便を受けるのは請負業者ですね。請負業者がそういうふうに町村へ前渡金を出してもらえぬだろうが、保証のほうは保証会社にお願ひするからと、そういう運動をするなら、これは話ばかりです。あなたのところは保証会社でしよう。それがどういふばく大な経費を使つてそういうことをやらなければいけないのですか。

○安田参考人 ことが足りませんでした。またさにおっしゃるとおり、業者の方が前払い金をお受けになれば仕事やりやすくなります。したがって、業者の方とわれわれのほうとで——われわれのほうも、そういうふうなことをいって、いわゆる保証の範囲が広まれば保証額も上がつていくわけでございます。だから利害は一致いたしておりますので、業者の方と共同戦線を張りまして、具体的に申しますれば、建設業の地方の協会の方々と一緒に各市町村へ伺つたり、あるいは市長会なりあるいは町長会なりの席を利用して、いろいろとそういう陳情を申し上げているわけでございます。

○福岡委員 それなら建設業者がその経費を持つべきじゃないですか。保証会社がそんな経費を持つ筋合ひはないでしょう。大臣が初めに言つたように、基金を積まなければいけません。おっしゃれば、こういう、私どもに言わせればむだな経費を使つて——建設業者が当然負担しなければならぬものを建設保証会社が負担しておるじゃないですか。むだな金でしよう。しかも問題は——もうあと二十分しか時間がないから、また次にお伺いするかも知れませんが、たとえば「協会費及び諸会費」、こう書いてあります。あなたの会社は四十年に比べて四十一年度は一千六十九万二千円ふえておるんです。これは何の会費であり、何の諸会費ですか。一年間に使つておるのは千九百七十一万九千円です。これは何の会費ですか。

○安田参考人 協会費、諸会費は——御承知のとおり、われわれは建設業保証会社でございますが、建設業者の協会には、全国建設業協会があり、あるいは地方建設業協会があります。そういう協会の賛助会員なりあるいは特別会員になつてくれというところをおっしゃれば、われわれも、いわゆるお客さまのつくつておられる協会でございます。それから、そういう協会の賛助会員なり特別会員になつて会費を払つております。そういう会費がこの協会費その他でございます。

私はここで大臣に聞きたいのだけれども、毎年保証会社は大臣に対して事業報告を出している。大臣は監査しなければいけない。いままでも何年か監査されて、いま私が指摘したような問題点が問題にならなかつたかどうか、この保証会社はいずれもつばに適正に経営をやつておるかどうか、その点の見解をまずここで大臣に聞きたい。

○福岡委員 これも本末転倒じゃないですか。保証をしてやる会社が、お得意さまに会に入れたといわれれば入らなければなりません。そんなことは許されません。もともとこれは税金ですよ、公共工事なんだから。あなたは保証してやる会社側でしよう。お客さまに對してなんというニュアンスは私どもも疑いたいだけども、それ少々出すのならばいいが、一年間に二千万円からの会費を払うというのは常識を逸脱していると思いませんか。

○保利國務大臣 私は、保証会社があるという話を聞いて、一体保証会社というのは何をやるのだというところで——多少ざつとばらんな話を申しているわけですが、何をやるのだ、それはかくかくで、公共事業を円滑に推進していくためには、途中で倒れたり工事のし残しであと始末に困るというふうなことがないように、工事を請け負つた人が万一中途で挫折するやうなことがあつてもその公共団体に迷惑がからないように保証するやうになつておる。たいへんいい仕組みではないか。しかもその仕組みたるや、私は不案内でございましてけれども、それは法律ができてこういう制度が行なわれておる。問題は、民間会社ではありますけれども、そういうきつめて公益性の高い会社であるから、したがって、会社の運営については、それにふさわしい節度ある経営をやつていただかなければならぬ。そういう点で、私が一ぺん検討してみます。正直のところ、そこまで、これはどうなつていたか、これはどうなつていたかと聞かれても、私にはわからないのだから、それはもう一ぺんまじめに検討して、それで、何もこんなことをやらぬでもないじゃないかということがあれば、ひとつ督促して、こういうことで無用の誤解や疑いをかけられるやうなことがないようにしなければならぬ責任が私にありますから、そういたします。

さらに私は問題を指摘したいのだけれども、保証会社の役員を調べてみたら、ほとんど三分の二くらいは——あなたは調達庁から行かれておるのだけれども、全部役人の天下りじゃないですか。給料を調べてみたら、あなたのところは四十一年度七人の常勤役員で平均十七万七千円取つておるのです。それは全部明治生まれです。役人を卒業した人がほとんどでしよう。それから剰余金処分について、あなたが去年分けられた役員の賞金は、非常勤も含めて二十四人おるのだが、一人平均六十二万五千円取つておるのです。こんなでたらめな経営のしかたがありますか。天下り人事もいところじゃないですか。官僚の古手が行つてこういうばく大なあれを取つておるじゃないですか。これをもつて放漫経営じゃないと言へるかどうかという問題です。

○福岡委員 いまの大臣の説明では私はどうも承服できません。この会社ができましたのは昭和二十七年の六月です。いま昭和四十三年です。から、十六年経過している。ここ三十九年から四十一一年までの資料をとつても、いま申し上げまし



昭和四十三年四月十一日印刷

昭和四十三年四月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局